



## 物価高騰対策商品券は 早めのご使用を

令和5年8月に、本村の全世帯へ「物価高騰対策商品券」を送付しました。

使用期限が近づいていますので、お早めにご使用ください。

### ●使用期限

2月29日(木)

### ●問合せ先

総務部総務課

## すこやか商品券は 早めのご使用を

令和5年9月に、自らの健康を維持している65歳以上の方へ『すこやか商品券』を送付しました。

使用期限が近づいていますので、お早めにご使用ください。

### ●使用期限

2月29日(木)

### ●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

## 上水道の基本料金を 免除します

電力・ガス・食料品価格などの物価高騰の影響を受ける村民や事業者を支援するために、上水道の基本料金を2か月間免除します。

### ●期間

令和5年12月利用分～令和6年

1月利用分

※納付の時期や方法は、今までと同じです。

### ●対象

海部南部水道企業団と給水契約を結び、かつ、村内で給水されている世帯や事業者(官公庁は除く)。

※免除の申請手続は不要です。

### ●ご注意

免除のために、銀行やATMへ誘導することはありません。

不審に感じた場合は、その場で回答せず、ご家族に相談したり、警察や海部南部水道企業団までお問合せください。

### ●問合せ先

総務部総務課

(水道料金に関するお問合せ)

海部南部水道企業団 総務課

☎ 32131111(代)

## 令和5年度 新型コロナウイルスワクチン接種 (秋開始接種)について

令和5年秋開始接種を次のとおり実施しています。対象者で接種を希望される方は、一人1回接種することができます。

### ●接種の対象者

初回接種を終了し、前回接種から3か月を経過した生後6か月以上の方

### ●接種期間

9月20日(水)～

令和6年3月31日(日)

### ●接種券について

対象の方には、順次接種券等を発送しました。(本村が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください)

※接種券を紛失、転入等の理由により接種券の発行を希望される方は、窓口・郵送・FAX・電子申請にて接種券発行の手続きをお願いします。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

### ●接種方法

医療機関における個別接種となります。すこやかセンターでの集団接種は予定していません。各自、案内を参考に医療機関への予約をお願いします。

### ●接種を受ける際の費用

全額公費で行うため、無料です。

引き続き、初回接種についても

実施しています。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳しい内容は、村公式ホームページ「新型コロナウイルスワクチン特設ページ」をご覧ください。

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



村公式ホームページ



## 飛島村長選挙のお知らせ

令和6年4月9日任期満了に伴う飛島村長選挙を次のとおり執行します。

- 選挙期日 3月24日(日)
- 告示日 3月19日(火)
- 立候補予定者説明会 2月20日(火)
- 問合せ先 飛島村選挙管理委員会(総務部総務課)

### お気軽にご相談ください 民生委員・児童委員紹介

民生委員は、社会福祉に熱意のある村民の中から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

児童委員を兼ねており、生活困窮者の支援をはじめ、児童・母子・高齢者・心身障がい者の福祉など広く地域の福祉増進のために自主的な活動をします。

委員として活躍していただく方々と担当地区を紹介します。

担当地区	氏名(敬称略)
元起地区	森下 美由紀
竹之郷地区	浅井 忠明
松之郷地区	平野 宗治
渚地区	山田 早由美
梅之郷・三福地区	浅井 輝夫
服岡地区	伊藤 文枝
古政成地区	柳 紀代子
大宝・八島地区	服部 泰憲
新政成地区	藤井 清和
新政成地区	山田 香代美
主任児童委員	浅井 一富美

●問合せ先  
すこやかセンター内福祉課

### 令和6・7年度 入札参加資格審査の 定時申請について

本年度(令和5年度)は入札参加資格審査申請の2年に1度の更新の年となります。

令和6・7年度に、本村が発注する建設工事などの入札に参加を希望される事業者の方の定時申請を次のとおり行います。

①建設工事、測量・設計・監理委託業務の場合は、「あいち電子調達共同システム(CALS/EC)」による電子申請となります。

ポータルサイトURL  
<https://www.chotatsue-aichi.jp/portal/index.jsp>

②物品購入・その他委託の場合は、「あいち電子調達共同システム(物品等)」による電子申請となります。

ポータルサイトURL  
<https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、入札参加資格審査申請要領の詳細については、村公式ホームページをご覧ください。

### ●定時受付期間

1月4日(木)～2月15日(木)  
午前8時～午後8時  
(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先  
総務部総務課

### 令和6・7年度 小規模請負業務等契約 希望者登録の 定時申請について

令和6・7年度に本村が発注する小額で内容が軽易な工事等について随意契約を希望する事業者の方の登録申請を次のとおり行います。

こちらの申請については書面での受付となります。

申請についての詳細、様式等については、村公式ホームページをご覧ください。

### ●定時受付期間

2月1日(木)～29日(木)  
午前8時30分～午後5時  
(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先  
総務部総務課



## 令和6年度採用

### 飛島村育児休業等 代替任期付職員 (一般事務職)募集

●採用予定人数

若干名

●登録予定人数

若干名

(この試験の合格者は飛島村任期付職員採用候補者登録名簿にも登録され、必要に応じて採用されます)

●任用期間

令和6年4月1日(月)～  
令和9年3月31日(水)

●受験資格

- ①年齢 平成8年4月2日以降に生まれた方
- ②学歴 大学(短期大学を除く)を卒業(令和6年3月31日までに卒業する見込みを含む)した方
- ③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません。

●給与等(令和5年4月1日現在)

初任給(地域手当含む) 大学卒業  
210,000円以上

・経験年数を有する場合は、初任

給に加算あり

・他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●試験日

・第一次試験(適性検査・作文)

2月18日(日)

・第二次試験(面接)

3月上旬

●申込書配布および申込期間

1月4日(木)～31日(水)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も1月31日(水)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等は変更する可能性があります

あります。

●申込み・問合せ先

総務部総務課



## 消防団員募集

### (女性団員も募集中です)

ご自身が育った村、ご自身が暮らす村、ご自身が働く村、そんなかけがえのない、大切な村を守りたい。その思いがあれば消防団に参加できます。

飛島村消防団は、村内7分団と本部分団で構成され、現在139人で活動しています。火災や風水害等の災害発生時には、消火活動などの災害対応を行っています。また、平常時には各種訓練を行い、平常時・非常時を問わず地域に密着し、消防・防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守っています。

18歳以上でご関心をお持ちの方は、性別に関係なく募集しています。

ご自身の村を守るため、消防団活動に参加してみませんか。

●入団後の待遇

①報酬などの支給  
年報酬や出勤報酬が支給されます。また、5年以上従事すると、退職報償金が支給されます。

②公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合などには、補償を受けられます。

③被服の貸与

消防活動に必要な制服や活動服などが貸与されます。

④表彰制度

功労、功績がある方に表彰を行います。

●対象

①在住または在勤の18歳以上の方(性別は問いません)

②志操堅固で、かつ身体強健な方

●問合せ先

消防団の活動にご関心をお持ちの方、入団を希望する方は、消防団事務局(総務部総務課)または各分団の分団員へお問合せください。



## 国民健康保険税の 産前産後免除制度が 始まります

令和6年1月から、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)免除されます。

※妊娠85日以上のお産が対象となります

### ●免除対象期間

出産(予定)月の前月(多胎妊娠の場合は3カ月前)から翌々月までの4カ月間

### ●受付時期

受付時期は出産予定日の6カ月前から

### ●持ち物

・ 出産予定日または出産日を確認することができる書類(母子健康手帳等)  
・ 届出書

※保険税課税限度額に達している世帯については、免除を適用しても保険税額が変わらない場合があります。

### ●問合せ先

民生部住民課

## 保険税(料)納付状況の お知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

### ●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

### ●後期高齢者医療保険料

### ●介護保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付額確認書」「介護保険料納付額確認書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中旬に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

### ●問合せ先

#### 【国民健康保険】

#### 【後期高齢者医療】

#### 【介護保険】

民生部住民課  
すこやかセンター内福祉課

## 新成人の皆さん

## 20歳になると 国民年金に加入します

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

### 義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

### 加入の手続き

国民年金の加入について、手続きは不要です。

### 保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、

「万が一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

また、日本年金機構のホームページでは、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく説明した動画もご案内しています。

### ●問合せ先

民生部住民課



日本年金機構